

# 新型コロナウイルス感染症医療従事者支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、感染拡大が続く新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、医療提供体制を確保していくためには、医療従事者を欠かせないことから、医師や看護師等、医療従事者の活動環境を支えることを目的に必要な支援を行うため、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下、「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助事業者)

第2条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」）は、次の医療機関とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関
- (2) 帰国者・接触者外来設置医療機関

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助金は、別表1又は2に掲げる事業を補助事業者が実施する場合に、当該事業に要する経費について補助事業者に対して交付するものとし、その額は、別表1又は2に定める補助基準額と補助対象経費（当該事業に要する経費から他の補助金等の収入を除いた額）の実支出額とを比較して少ない方の額を対象として、予算の範囲内で知事が定める額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、新型コロナウイルス感染症医療従事者支援事業補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

- 2 規則第4条第2項第2号の書類は、別に定める。
- 3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第5条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、補助金額の増額変更を伴わないもので、かつ補助対象経費の2割以内の減額のものとする。

(変更の承認の申請)

第7条 規則第6条第1項第1号又は第2号により知事の承認を受けようとする場合は、新型コロナウイルス感染症医療従事者支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）にその他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、新型コロナウイルス感染症医療従事者支援事業補助金概算払請求書（第3号様式）にその他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第10条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに新型コロナウイルス感染症医療従事者支援事業完了報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、新型コロナウイルス感染症医療従事者支援事業実績報告書（第5号様式）にその他知事が必要と認める書類を添えて、事業完了の日（事業廃止につ

いて知事の承認を受けた場合にあつては、承認を受けた日) から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合にあつては、当該年度の翌年度の4月15日)のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の交付の請求)

第12条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業を完了した場合は、第10条の実績報告書による補助金額の確定の後、速やかに、新型コロナウイルス感染症医療従事者支援事業補助金交付請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第4条第2項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を、新型コロナウイルス感染症医療従事者支援事業仕入れに係る消費税相当額報告書(第7号様式)により速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(他の補助金等との重複の禁止)

第15条 この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月31日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

別表 1

1 事業名	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助基準額	5 補助率
新型コロナ対応 特別手当支援事 業	要綱第 2 条に規定 する医療機関	新型コロナウイルス感 染症の患者又は疑いの ある者（以降「患者等」 という）に対応する医 療従事者に対して特別 に支払われる手当	1 次に掲げる作業等 に従事した場合 ア 患者等に接触する 作業 イ 感染症の病原体が 付着した医療器具も しくは付着の疑いの ある医療器具等の処 理作業  医療従事者（1 人当 たり）3,000 円/日  2 1 のアの作業のう ち患者等の身体に直 接接触又はこれらの 者に長時間にわたり 接して行う作業の場 合  医療従事者（1 人当 たり）4,000 円/日	10 分の 10

別表 2

1 事業名	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助基準額	5 補助率
新型コロナ対応 宿泊手当支援事 業	要綱第 2 条に規定 する医療機関	患者等に対応する医療 従事者の業務が深夜に 及んだ場合、若しくは 患者等に対応する医療 従事者が基礎疾患を有 する家族等と同居して おり帰宅することが困 難な場合における宿泊 に要する経費	宿泊等経費（1 部屋当 たり）10,000 円/日	10 分の 10